

「グループ共済」「きずな」説明希望連絡票

〈個別に説明を希望される方は、下記番号へFAXしてください。〉

連絡票のご提出締切日

2023年9月8日(金)

※上記の締切日にかかわらず推進員の学校訪問予定日前日までにご提出をお願いします。

下記の【個人情報のお取り扱いについて】に同意いたします。

フリガナ	
氏名	
職員番号	
所属名	
連絡先	- -
連絡する時間帯	: ~ : を希望

氏名、連絡先等をご記入ください。

まずはお電話させていただきます。

FAX提出先 FAX : (096) 325-7762 明治安田生命保険相互会社

【個人情報のお取り扱いについて】

本説明希望連絡票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、鹿児島県学校生活協同組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

【個人情報の利用目的】

本説明希望連絡票に記載の個人情報については、鹿児島県学校生活協同組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社（明治安田生命保険相互会社）の個人情

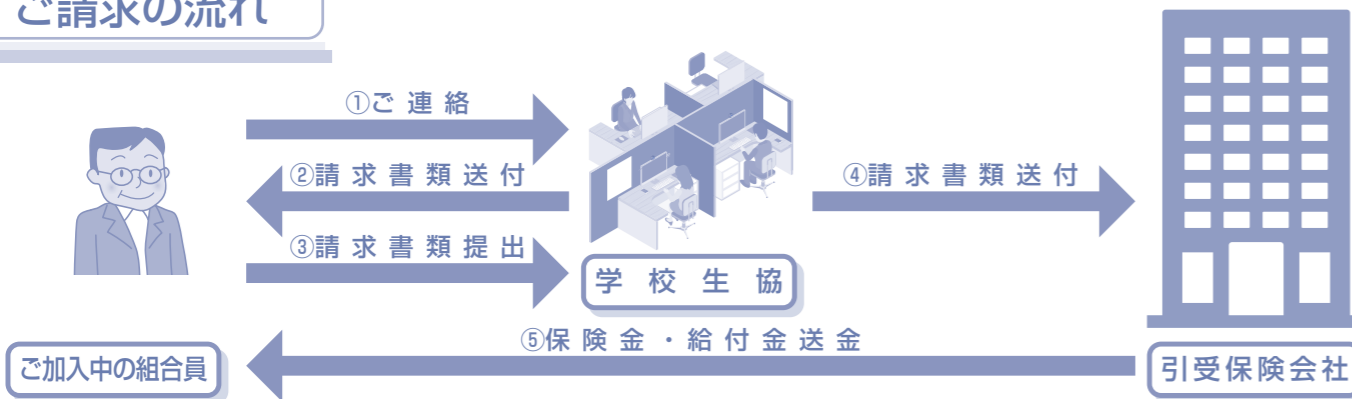
報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

- 鹿児島県学校生活協同組合
- ・本保険の加入案内
 - 生命保険会社
 - ・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

ご請求について

●ご請求の際は、鹿児島県学校生活協同組合へお電話ください。その後、請求書類を送付させていただきます。

ご請求の流れ



鹿児島県学校生活協同組合

〒892-0816 鹿児島市山下町4-18 教育会館1階

TEL: 099-225-2666

MY-A-23-団-005256 MY-A-23-団-005257 MY-A-23-団医-005258 MY-A-23-DI-005259

MY-A-23-医プ-005260 MY-A-23-無医-005261 MY-A-23-特疾-005262

MYG-A-23-LF-554

年に一度しかお手続きできない重要なお案内です。

2024年度 新規加入・更新 (2024年1月1日~2024年12月31日)

「グループ共済」「きずな」

学校生協福利厚生制度のご案内



3つのポイント!!

- 2022年1月更新にてきずなに「遺児育英年金」を導入しております!
- 1年ごとに余ったお金は配当金としてお返しします!!

(参考) 昨年のお支払状況

	グループ共済 (生保部分)	きずな
2022年度のお支払状況 (2022年1月1日~2022年12月31日)	3件 300万円	3件 5,300万円

(参考) 昨年の配当率

	グループ共済 (生保部分)	きずな
2022年度の配当率 (2022年1月1日~2022年12月31日)	約 77.0%	約 35.0%

- 退職後も団体扱いとして継続できます!!

「グループ共済(生保部分)」「きずな」「就業不能サポート制度」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。

それぞれで収支計算を行います。その他の制度には配当金はありません。配当金総額より制度運営費等、制度運営にかかる事務手数料を控除し配当率を算出します。ただし、保険期間の途中で脱退された場合には、配当金のお支払いはありません。

保険期間途中での変更(脱退含む)は、原則できません。申込締切日までに申込書にてお手続きください。

「制度内容詳細」はこちらの「みんなのMYポータル」からご参照ください

団体共通ID : a0000635

パスワード : iaes6496

掲載先アドレス : <https://be4.meijiyasuda.co.jp/>



○閲覧可能期間 2023年6月26日(月)~2024年12月31日(火)

○印刷物での「制度内容詳細」が必要な場合は 鹿児島県学校生活協同組合

TEL: 099-225-2666までお問い合わせください。

※申込時にはパンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。ま

た、新規・増額のお申込みの際は告知内容について必ずご確認をお願いいたします。記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

PR期間中のお問い合わせ先

フリーダイヤル ☎ 0120-25-7754 (祝日を除く)月~金曜日 9:00~17:00

※お問い合わせの際には、団体名「鹿児島県学校生活協同組合」をお申し出ください。ご家族からいただくご照会内容に

よっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

責任開始期 (加入日) 2024年1月1日(月)

申込締切日 2023年9月21日(木) (必着)※



登録商標®

鹿児島県学校生活協同組合

※9月11日(月)以降に制度推進員が訪問の学校については、10月4日(水)が申込締切日となります。

制度一覧

加入資格

きずな グループ共済

就業不能 サポート制度

リビングリスク

総合医療サポート (医療プラン)

医療費給付 (先進医療型)

重病克服 支援制度

所得補償

健康づくり

退職後制度

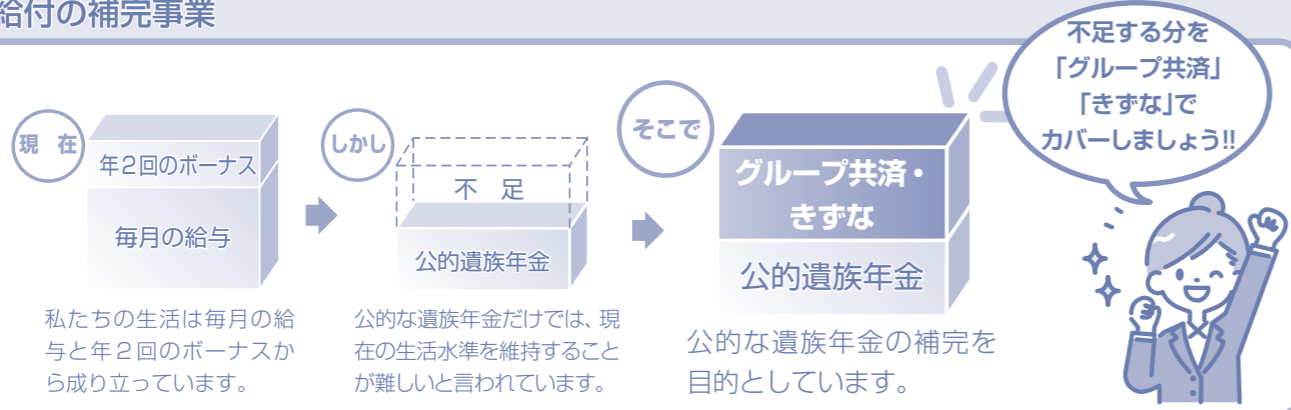
「グループ共済」「きずな」とは…

1. 制度の趣旨

各種公的給付を補完することを目的としてスタートした
鹿児島県学校生活協同組合独自の福利厚生制度です。

共済給付の補完事業

万一（死亡）のとき…

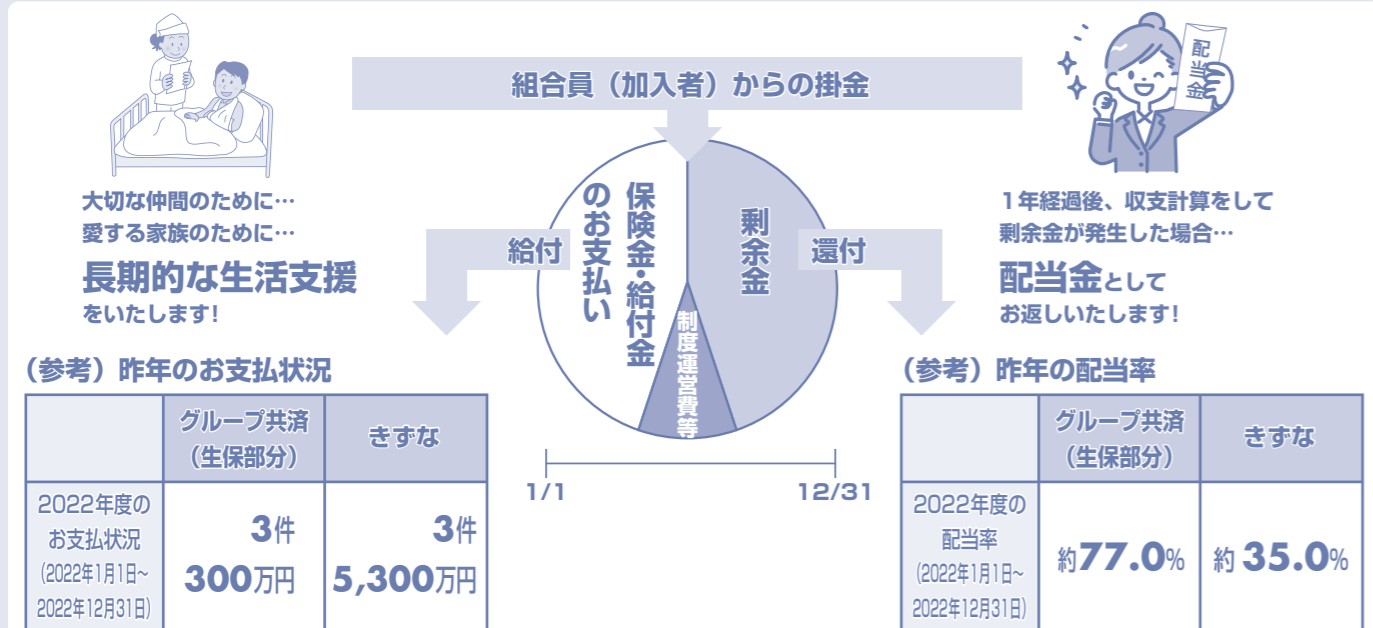


病気・ケガのとき



2. 制度の仕組み

「グループ共済（生保部分）」「きずな」「就業不能サポート制度」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。（「グループ共済（生保部分）」、「きずな」、「就業不能サポート制度」それぞれで収支計算を行います。）



・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
(グループ共済(損保部分)・リビングリスク総合補償制度、総合医療サポート、医療プラン、医療費給付(先進医療型)、重病克服支援制

度、所得補償制度、健康づくりサポートには、配当金はありません。)(配当金総額より制度運営費等、制度運営にかかる事務手数料を控除し配当率を算出します。)
※ただし、保険期間の途中で退会された場合には、配当金の還付はありません。

3. 給付対象

特徴	制度	保険種類	加入対象区分	特長(給付対象)	配当金	参照ページ	控除方法
残されたご家族のために	グループ共済	生命保険・損害保険	本人 配偶者 子ども	生活復興一時金として 万一の場合(死亡・高度障害)の一時金の支払い	あり (損害保険なし)	7~8	一般生命保険料控除
	きずな	生命保険	本人 配偶者	残されたご家族の生活の支えとして 高度障害・死亡時の家族の経済的支援	あり	9~14	一般生命保険料控除
健康で長生きするために	就業不能サポート制度	生命保険	本人	働けなくなった場合に備えて 病気・ケガによる就業不能時の所得を保障	あり	15~16	介護医療保険料控除
	リビングリスク総合補償制度	損害保険	本人 配偶者 子ども	身の回りにあるリスクに備えて ケガでの入院/外出先での携帯電話等の破損等	なし	17~20	
	総合医療サポート	生命保険・損害保険	本人 配偶者 親	継続した2日以上入院・手術等に備えて (生保部分) 7大疾病(手術)、女性疾病(入院・手術)も保障(補償)(損保部分)	なし	21~25	介護医療保険料控除
	医療プラン	生命保険	本人 配偶者	病気による入院・手術等に備えて 継続した5日以上入院等に対する保障	なし	26~27	死亡…一般生命保険料控除 それ以外…介護医療保険料控除
	医療費給付(先進医療型)	生命保険	本人 配偶者 子ども	先進医療、病気やケガによる入院・手術に備えて 先進医療による療養、病気やケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を保障 ※対象となる先進医療についてはパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。	なし	28~29	介護医療保険料控除
	重病克服支援制度	生命保険	本人 配偶者	7大疾病に備えて ※7大疾病保障特約付加の場合 治療費用として生前給付	なし	30~32	一般生命保険料控除
	所得補償制度	損害保険	本人	働けなくなった場合に備えて 病気・ケガの場合の所得補償	なし	33~34	介護医療保険料控除
健康づくりサポート	-	本人	健康づくりのために 日常からの健康に対するアドバイス	なし	35		

年末調整(生命保険料控除)の適用…お支払いされた掛金の全額または一部は控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
※それぞれの保険内容、掛金等の詳細は7ページ以降をご参照ください。
※退職後の取扱いは36ページをご参照ください。

4. スケジュール(予定)



制度一覧

加入資格一覽

(告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。)

新規加入・増額前に、下記の加入資格・告知内容をよくご確認ください。
告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

※現在加入の方は、下記の告知内容にかかわらず、現在の加入内容で継続できます。

グループ共済・きずな・就業不能サポート制度・総合医療サポート・医療プラン・

医療費給付(先進医療型)・重病克服支援制度・所得補償制度共通告知内容

本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。	(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	配偶者・子ども・親	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。	(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

制度名	加入資格	加入する制度に対応する告知内容【健康状態】
グループ共済	<p>本人…鹿児島県学校生活協同組合(以下「学生協」といいます)の組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。(継続の場合は満75歳6ヵ月(損保部分については満70歳6ヵ月)までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳を超え、満65歳6ヵ月</p> <p>【損害保険部分について】、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p>	<p>本人・配偶者・子ども共通</p> <p>【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p>
きずな	<p>(グループ共済の本人加入が条件となります。)</p> <p>本人…学生協の組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満16歳を超え、満65歳6ヵ月までの方。(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>遺児育英年金のみの加入はできません。P9~12の「きずな」本人コースとセットでご加入ください。</p>	<p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 ※遺児育英年金ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
就業不能サポート制度	<p>(グループ共済の本人加入が条件となります。)</p> <p>本人…学生協の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方</p>	<p>本人</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
リビングリスク総合補償制度	<p>(グループ共済の本人加入が条件となります。)</p> <p>本人…グループ共済に加入している(今回加入する場合を含みます)学生協の組合員で、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方です。(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で、2024年1月1日現在満16歳を超え、満65歳6ヵ月までの方です。(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)</p> <p>子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、2024年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方です。 ※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p>	

告知の対象とならない事項

- ◆医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- ◆歯科医師による虫歯の治療 ◆手術により完治した急性虫垂炎 ◆完治後のかぜ ◆色覚異常
- ◆現在治療をうけていない花粉症・水虫 ◆妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

加入資格

加入資格一覽

(告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。)

**新規加入・増額前に、下記の加入資格・告知内容をよくご確認ください。
告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。**

※現在加入の方は、下記の告知内容にかかわらず、現在の加入内容で継続できます。

グループ共済・きずな・就業不能サポート制度・総合医療サポート・医療プラン・

医療費給付(先進医療型)・重病克服支援制度・所得補償制度共通告知内容

本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。	(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	配偶者・子ども・親	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。	(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

制度名	加入資格	加入する制度に対応する告知内容【健康状態】	
総合医療サポート医療プラン	<p>総合医療サポート(生保部分)・医療プラン…グループ共済の本人加入が条件となります。 総合医療サポート(損保部分)…総合医療サポート(生保部分)の加入が条件となります。</p> <p>本人・配偶者…鹿児島県学校生活協同組合(以下「学生協」といいます)の組合員本人とその配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満14歳6ヵ月(配偶者は満15歳)を超え満65歳6ヵ月までの方です。(継続の場合は満75歳6ヵ月(損保部分については満70歳6ヵ月)までの方)ただし、配偶者のみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。</p> <p>本人・配偶者の親(総合医療サポート親介護部分) 本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満29歳6ヵ月を超え、満85歳6ヵ月までの方です。ただし、親のみのお申込みはできません。本人の親は本人の損保部分と</p>	<p>〈総合医療サポート・医療プラン〉 本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p>	<p>③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>〈総合医療サポート(親介護部分)〉 【過去5年以内の健康状態】 ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。 (注)「治療」には、指示・指導を含みます。 心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症 ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。</p> <p>【現在までの健康状態】 ・公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。</p>
医療費給付(先進医療型)	<p>(グループ共済の本人加入が条件となります。)</p> <p>本人…学生協の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)</p> <p>子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在、満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方</p>	<p>本人・配偶者・子ども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検</p>	<p>査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
重病克服支援制度	<p>(グループ共済の本人加入が条件となります。)</p> <p>学生協の組合員本人とその配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在年齢が満14歳6ヵ月(配偶者は満15歳)を超え満65歳6ヵ月までの方です。ただし、配偶者のみの加入はできません。(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)</p> <p>※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。 本人の保険金がお支払いできず、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。 ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。</p>	<p>本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。</p>	<p>(がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。</p> <p>【現在までの健康状態】 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。</p>
所得補償制度	<p>(グループ共済の本人加入が条件となります。)</p> <p>本人…グループ共済に加入している(今回加入する場合があります。)学生協の組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え満64歳6ヵ月までの方 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。</p>	<p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検</p>	<p>査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>

告知の対象とならない事項	<p>◆医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用 ◆歯科医師による虫歯の治療 ◆手術により完治した急性虫垂炎 ◆完治後のかぜ ◆色覚異常 ◆現在治療をうけていない花粉症・水虫 ◆妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診</p>
--------------	---

別表	<p>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p>
----	--

グループ共済

(生保部分：こども特約付団体定期保険【生命保険】 / 損保部分：天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】 グループ共済は、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴



配当金対象です

(生保部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

継続可能年齢：75歳

継続最高(可能)保険年齢：75歳・満了時保険年齢：76歳・継続最高年齢75歳(75歳まで更新可能)

(損保部分)

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術をした場合、保険金をお支払いします。
- 昨年度より追加掛金なしで、熱中症補償特約・食中毒補償特約が自動セットされ(死亡保険金以外)、2023年1月1日以降に発生した「熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒」が補償されるようになりました。

2022年度お支払実績

(生保部分)

3件 300万円

(損保部分)

12件 約95万円

制度内容

(本人 / 2000万円・Aコース 配偶者 / 400万円・Bコース 子ども / 400万円・Cコース加入の場合)

死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

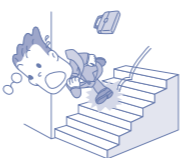
(生保部分)	本人	配偶者	子ども
	2,000万円	400万円	400万円



不慮の事故による入院保険金

(損保部分)	本人	配偶者	子ども
1日につき	6,600円	3,300円	3,300円

例) 階段から落ちてケガをした。



不慮の事故による手術保険金 (状況により)

(損保部分)	本人	配偶者	子ども
	3.3もしくは6.6万円	1.65もしくは3.3万円	1.65もしくは3.3万円

例) 交通事故で被害を受けて骨折した。



不慮の事故による死亡保険金・後遺障害保険金 (程度により)

(損保部分)	<死亡保険金>			<後遺障害保険金>		
	本人	配偶者	子ども	本人	配偶者	子ども
	440万円	230万円	230万円	17.6~440万円	9.2~230万円	9.2~230万円

※「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外来の事故」をいいます。

1. 生保部分について

- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 掛金は、年齢に関係ありません。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われ

た場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
 - 当制度は本人・配偶者の掛金に200円の制度運営維持費が含まれております。
 - いずれか1種類を選んでください。
- 2. 損保部分について(グループ共済(生保部分)とセットでご加入ください。)**
- 損保部分の掛金は(Aコース:660円、Bコース:330円、Cコース:330円)です。

制度内容・掛金

●掛金は年齢・性別に関係なく一律です。

加入対象区分	継続可能年齢	申込コース	月額掛金(概算)	給付内容				
				死亡または高度障害のとき 死亡・高度障害保険金	不慮の事故の場合の上乗せ給付			
					死亡保険金	後遺障害保険金 (程度により)	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	手術保険金 (状況により)
		(生保部分)・(損保部分)	上段：合計掛金 (下段：うち生保部分)	(生保部分)	(損保部分)			
本人	~70歳	4000・A	15,660円 (15,000)	4,000万円	440万円	17.6~440万円	1日につき 6,600円	3.3もしくは6.6万円
		3600・A	14,180 (13,520)	3,600	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		3200・A	12,700 (12,040)	3,200	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		2800・A	11,220 (10,560)	2,800	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		2400・A	9,740 (9,080)	2,400	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		2000・A	8,260 (7,600)	2,000	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		1600・A	6,780 (6,120)	1,600	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		1200・A	5,300 (4,640)	1,200	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		1000・A	4,560 (3,900)	1,000	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		800・A	3,820 (3,160)	800	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		600・A	3,080 (2,420)	600	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		500・A	2,710 (2,050)	500	440	17.6~440	6,600	3.3もしくは6.6
		400・B	2,010 (1,680)	400	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
		200・B	1,270 (940)	200	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
100・B	900 (570)	100	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3		
配偶者	~70歳	800・B	3,490円 (3,160)	800万円	230万円	9.2~230万円	1日につき 3,300円	1.65もしくは3.3万円
		600・B	2,750 (2,420)	600	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
		500・B	2,380 (2,050)	500	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
		400・B	2,010 (1,680)	400	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
		200・B	1,270 (940)	200	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
		100・B	900 (570)	100	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
子ども	~75歳※	400・C	610円 (一律280)	400万円	230万円	9.2~230万円	1日につき 3,300円	1.65もしくは3.3万円
		200・C	470 (一律140)	200	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3
		100・C	400 (一律70)	100	230	9.2~230	3,300	1.65もしくは3.3

本人については生保部分、損保部分についてそれぞれ選択ができます。
損保部分Aコース：死亡保険金440万円、Bコース：230万円

※損保部分は~70歳です。

- 記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 補償内容の詳細は、パンフレットを参照願います。
- 本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。
- 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。【お取扱いできない事項の例】
・保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
・保険期間の変更
・掛金の払込方法の変更 など

3. 生保部分・損保部分共通

- グループ共済は、こども特約付団体定期保険と普通傷害保険をセットにしたものです。
- こども特約付団体定期保険と普通傷害保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。詳細はパンフレットをご参照ください。
- 満15歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月までの方は保険金額4,000万円が上限となります。
- 満70歳6ヵ月を超え満75歳6ヵ月までの方は保険金額200万円が上限となります。

きずな

（年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】）

70歳以下の組合員

制度の特徴

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。



配当金
対象です

意向確認【ご加入前のご確認】 きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

2022年1月更新時に「遺児育英年金」が導入されました!!

お子さまがいる方

組合員に万が一（死亡・高度障害）があった場合の
お子さまの教育費の準備ができるようになりました。



13, 14ページを
ご確認ください

制度内容・掛金（概算）

死亡・高度障害のとき

2022年度お支払実績

3件 5,300万円

継続可能年齢：75歳

継続最高（可能）保険年齢：75歳・
満了時保険年齢：76歳・
継続最高年齢75歳（75歳まで更新可能）

加入対象区分	申込コース	月額給付部分				ボーナス給付部分（年2回）				性別	月額掛金（概算）（単位：円）						ボーナス掛金（概算）（単位：円）									
		受取期間	平均年金受取月額	受取総額	死亡・高度障害保険金（年金原資）	受取期間	平均年金受取額	受取総額	死亡・高度障害保険金（年金原資）		年齢	16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳
本人	X1 (月額+ボーナス給付) / X (月額給付のみ)	25	約12.7万円	約3,826万円	3,400	10	約62.2万円	約1,244万円	1,200	男性	3,464	4,722	6,150	7,884	9,958	12,610	16,996	22,878	6,792	9,408	12,420	16,092	20,352	25,896	34,992	47,208
										女性	2,648	4,314	5,402	6,932	8,428	9,584	11,284	13,562	5,076	8,616	10,848	14,088	17,184	19,620	23,148	27,840
	S1 (月額+ボーナス給付) / S (月額給付のみ)	20	13.2	3,174	2,900	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,984	4,057	5,275	6,754	8,523	10,785	14,526	19,543	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
										女性	2,288	3,709	4,637	5,942	7,218	8,204	9,654	11,597	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	A1 (月額+ボーナス給付) / A (月額給付のみ)	20	11.8	2,846	2,600	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,696	3,658	4,750	6,076	7,662	9,690	13,044	17,542	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
										女性	2,072	3,346	4,178	5,348	6,492	7,376	8,676	10,418	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	H1 (月額+ボーナス給付) / H (月額給付のみ)	20	11.1	2,682	2,450	10	62.2	1,244	1,200	男性	2,552	3,459	4,488	5,737	7,232	9,143	12,303	16,542	6,792	9,408	12,420	16,092	20,352	25,896	34,992	47,208
										女性	1,964	3,165	3,949	5,051	6,129	6,962	8,187	9,829	5,076	8,616	10,848	14,088	17,184	19,620	23,148	27,840
	B1 (月額+ボーナス給付) / B (月額給付のみ)	15	11.5	2,077	1,950	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,072	2,794	3,613	4,607	5,797	7,318	9,833	13,207	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
										女性	1,604	2,560	3,184	4,061	4,919	5,582	6,557	7,864	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	I1 (月額+ボーナス給付) / I (月額給付のみ)	10	13.8	1,659	1,600	10	62.2	1,244	1,200	男性	1,736	2,328	3,000	3,816	4,792	6,040	8,104	10,872	6,792	9,408	12,420	16,092	20,352	25,896	34,992	47,208
										女性	1,352	2,136	2,648	3,368	4,072	4,616	5,416	6,488	5,076	8,616	10,848	14,088	17,184	19,620	23,148	27,840
	C1 (月額+ボーナス給付) / C (月額給付のみ)	10	11.2	1,348	1,300	10	57.0	1,141	1,100	男性	1,448	1,929	2,475	3,138	3,931	4,945	6,622	8,871	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
										女性	1,136	1,773	2,189	2,774	3,346	3,788	4,438	5,309	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	J2 (月額+ボーナス給付) / J (月額給付のみ)	5	13.4	808	800	5	65.6	656	650	男性	968	1,264	1,600	2,008	2,496	3,120	4,152	5,536	3,679	5,096	6,728	8,717	11,024	14,027	18,954	25,571
										女性	776	1,168	1,424	1,784	2,136	2,408	2,808	3,344	2,750	4,667	5,876	7,631	9,308	10,628	12,539	15,080
D2 (月額+ボーナス給付) / D (月額給付のみ)	5	10.9	656	650	5	55.5	555	550	男性	824	1,065	1,338	1,669	2,066	2,573	3,411	4,536	3,113	4,312	5,693	7,376	9,328	11,869	16,038	21,637	
									女性	668	987	1,195	1,487	1,773	1,994	2,319	2,755	2,327	3,949	4,972	6,457	7,876	8,993	10,610	12,760	
E (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金500万円（死亡・高度障害保険金）								男性	680	865	1,075	1,330	1,635	2,025	2,670	3,535	-	-	-	-	-	-	-	-	
									女性	560	805	965	1,190	1,410	1,580	1,830	2,165	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金300万円（死亡・高度障害保険金）								男性	488	599	725	878	1,061	1,295	1,682	2,201	-	-	-	-	-	-	-	-	
									女性	416	563	659	794	926	1,028	1,178	1,379	-	-	-	-	-	-	-	-	

配偶者	掛金	一時金	月額掛金（概算）（単位：円）		ボーナス掛金（概算）（単位：円）						
			16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	
800万円	一時金800万円（死亡・高度障害保険金）		男性	768	1,064	1,400	1,808	2,296	2,920	3,952	5,336
			女性	576	968	1,224	1,584	1,936	2,208	2,608	3,144
600万円	一時金600万円（死亡・高度障害保険金）		男性	576	798	1,050	1,356	1,722	2,190	2,964	4,002
			女性	432	726	918	1,188	1,452	1,656	1,956	2,358
500万円	一時金500万円（死亡・高度障害保険金）		男性	480	665	875	1,130	1,435	1,825	2,470	3,335
			女性	360	605	765	990	1,210	1,380	1,630	1,965
400万円	一時金400万円（死亡・高度障害保険金）		男性	384	532	700	904	1,148	1,460	1,976	2,668
			女性	288	484	612	792	968	1,104	1,304	1,572
300万円	一時金300万円（死亡・高度障害保険金）		男性	288	399	525	678	861	1,095	1,482	2,001
			女性	216	363	459	594	726	828	978	1,179

ご注意

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。
- 配偶者の掛金は月払いのみです。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 当制度は本人掛金に200円の制度運営費が含まれております（月額掛金のみ）。
- 満15歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月までの方は上記記載のコースに加入できます。

年金払特約

- 年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。
 - 受取り時に定額型（フラット型）、1～7%単利逓増型からお選びいただけます。逓増型を選択の場合、基本年金額は毎年逓増します。
- 配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。

- 年金払の対象となる保険金
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

きずな

(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)

71歳以上の組合員

制度の特徴

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

配当金
対象です



意向確認【ご加入前のご確認】 きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

2022年度お支払実績

3件 5,300万円

71歳以上は1年ごとに掛金が異なります。

制度内容・掛金(概算) 死亡・高度障害のとき

加入対象区分	申込コース	月額給付部分				ボーナス給付部分(年2回)				性別	月額掛金(概算)(単位:円)					ボーナス掛金(概算)(単位:円)				
		受取期間	平均年金受取月額	受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)	受取期間	平均年金受取額	受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)		年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	71歳	72歳	73歳	74歳
本人	X1・S1・A1・H1・B1・I1・C1・J2・D2 (月額+ボーナス給付) X・S・A・H・B・I・C・J・D (月額給付のみ)	年約	万円約	万円	万円	年約	万円約	万円	万円	男性	4,360	4,730	5,160	5,655	6,245	9,802	10,678	11,684	12,854	14,236
		3	13.8	500	500	3	33.3	200	200	女性	2,580	2,775	3,005	3,255	3,530	5,622	6,080	6,620	7,208	7,856
	E (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金500万円(死亡・高度障害保険金)								男性	4,360	4,730	5,160	5,655	6,245	-	-	-	-	-
		女性	2,580	2,775	3,005	3,255	3,530	-	-	-	-	-								
	F (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金300万円(死亡・高度障害保険金)								男性	2,696	2,918	3,176	3,473	3,827	-	-	-	-	-
		女性	1,628	1,745	1,883	2,033	2,198	-	-	-	-	-								

配偶者	月額掛金	一時金	死亡・高度障害保険金	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳				
					800万円	一時金800万円	男性	6,656	7,248	7,936	8,728	9,672	女性
600万円	一時金600万円	男性	4,992	5,436	5,952	6,546	7,254	女性	2,856	3,090	3,366	3,666	3,996
500万円	一時金500万円	男性	4,160	4,530	4,960	5,455	6,045	女性	2,380	2,575	2,805	3,055	3,330
400万円	一時金400万円	男性	3,328	3,624	3,968	4,364	4,836	女性	1,904	2,060	2,244	2,444	2,664
300万円	一時金300万円	男性	2,496	2,718	2,976	3,273	3,627	女性	1,428	1,545	1,683	1,833	1,998

ご注意

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者の掛金は月払いのみです。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 当制度は本人掛金に200円の制度運営費が含まれております(月額掛金のみ)。
- 満70歳6ヵ月を超え満75歳6ヵ月までの方は上記記載のコースに加入できます。

年金払特約

1. 年金の種類と型

- 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。
- 受取り時に定額型(フラット型)、1~7%単利逓増型からお選びいただけます。逓増型を選択の場合、基本年金額は毎年逓増します。

2. 配当金

- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

3. 年金受取人

- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4. 年金のお支払い

- 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。

5. 年金払の対象となる保険金

- 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

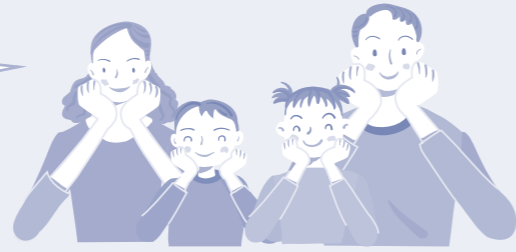
きずな



お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万一(死亡・高度障害)があった場合のお子さまの
教育費の準備ができるようになりました。

「きずな」は公的遺族年金の補完として導入しております。
この「きずな」に加えて、受取人を子どもとし、教育資金としてお受け取いただく「遺児育英年金」が付加できるようになりました。



高度障害保険金の受取人は本人です

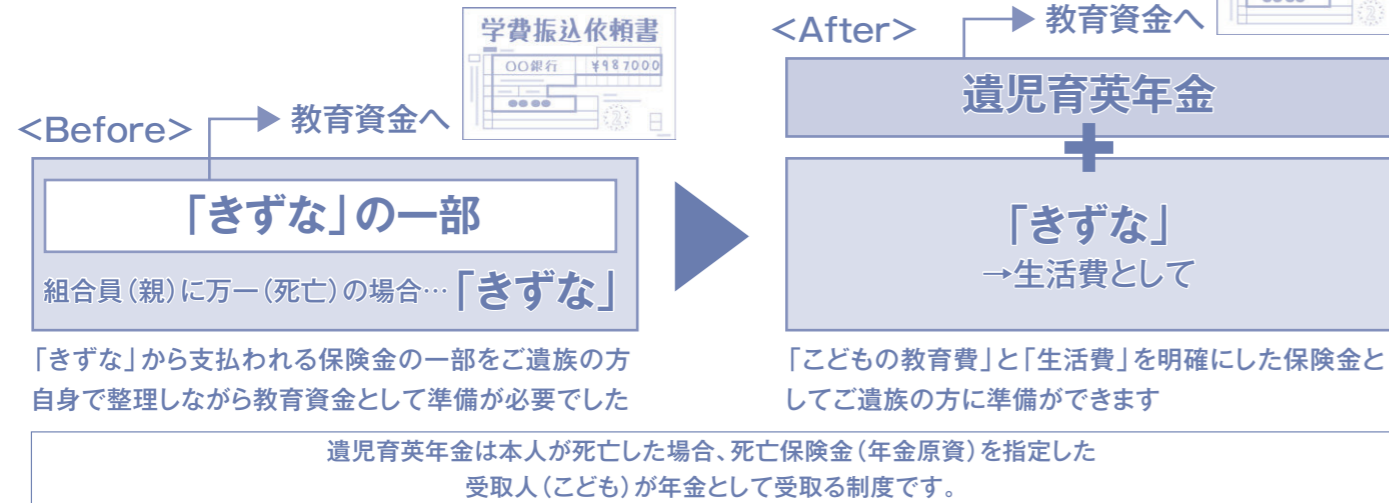
遺児育英年金とは??

この部分をカバーするのが「遺児育英年金」です!!



遺児育英年金があることで、より安心な準備ができます!!

お父さん、お母さん、この制度の受取人は子どもです!
子どもの夢の実現と進学のために手続きをお願いします!



制度内容

本人が死亡・高度障害のとき

遺児育英年金の受取イメージ

17歳	年金受取年額	約60.6万円×5年	受取総額	約303万円	(年金原資300万円の場合)
	14歳	年金受取年額	約38.4万円×8年	受取総額	約307万円
9歳	年金受取年額	約24.2万円×13年	受取総額	約315万円	(年金原資300万円の場合)

遺児育英年金コースの受取例 【年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円	約26.1万円	約28.3万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円	約313万円	約312万円
子ども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

月額掛金

(単位:円)

本人保険年齢	1コース 300万円	
	掛金	
	男性	女性
16 - 35歳	288	216
36 - 40歳	399	363
41 - 45歳	525	459
46 - 50歳	678	594
51 - 55歳	861	726
56 - 60歳	1,095	828
61 - 65歳	1,482	978
66 - 70歳	2,001	1,179

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の遺児育英年金の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 期中の遺児育英年金のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。また、「きずな」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「きずな」本人コース脱退の場合は、遺児育英年金も脱退となります。

- 【遺児育英年金の取扱い】
- 遺児育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。
- 遺児育英年金のみの加入はできません。「きずな」本人コースとセットで加入してください。
- 遺児育英年金は「きずな」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
- 死亡保険金受取人となる子どもは最大5人までです。ただし、「きずな」本人 A1・H1コースに加入の場合は4人、S1コースに加入の場合は3人、X1コースに加入の場合は1人が上限となります。

就業不能サポート制度

<特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】>

意向確認【ご加入前のご確認】就業不能サポート制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 就業不能状態が不支給期間を超えて継続している場合、給付金をお支払いします。*1
- 入院だけでなく医師の指示による自宅療養でも、お支払いします。
- 精神疾患による就業不能状態には特定精神障害給付金で、不支給期間の支出増加分には初期支援給付金で備えることができます。
- グループ共済（生保部分）・きずなと同様に、この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

*1 不支給期間は、就業不能給付金または特定精神障害給付金の支払対象とならない期間です。就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。また、就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。なお、給付金をお支払いできない場合があります。詳細はパンフレットに記載されています。必ずご確認ください。



現職中のみのお取り扱いとなります

2022年度お支払実績

9件 約142万円

働けない(就業不能)状態が20日を超えて継続しているときに給付金をお支払いします！

精神疾患の患者数は約20年間で約2倍に増え

同傷病による傷病手当金の受給件数割合は約3割を占めています

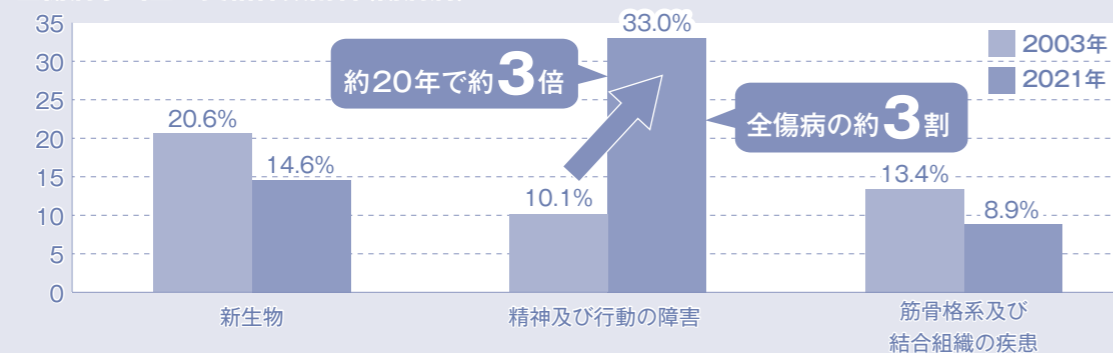
- 厚生労働省の調査によると、精神疾患患者数は約20年で約2倍に増加しており、企業・団体は、従業員・所属員等の仕事と治療の両立をサポートする必要があります
- 全国健康保険協会の調査によると、精神および行動の障害による傷病手当金の受給件数割合は、約3割と約20年間で約3倍に増加しています

■精神疾患患者数の推移(20~64歳)



※2011年は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値
出典:厚生労働省「2020年 患者調査」の20~64歳のデータに基づき当社作成

■傷病手当金の受給件数割合(傷病別)



出典:全国健康保険協会「2021年 現金給付受給者状況調査報告」

近年で増加傾向にある「精神疾患」による就業不能もサポートします！

※加入日以後に発病したものにについて保障します。



給付イメージ

【例】就業不能給付金+特定精神障害給付金+初期支援給付金 不支給期間 20日・基準給付金月額5万円
事例:4月1日から就業不能状態が継続し、10月23日に職場復帰



就業不能状態該当

*就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

月額掛金

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約
オプション保障：初期支援給付特約

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース				10万円コース			
	男性		女性		男性		女性	
	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	オプション保障 初期支援 給付特約
16歳~20歳	510円	88円	555円	123円	1,020円	175円	1,110円	245円
21歳~25歳	525円	85円	550円	108円	1,050円	170円	1,100円	215円
26歳~30歳	530円	85円	670円	125円	1,060円	170円	1,340円	250円
31歳~35歳	595円	98円	755円	133円	1,190円	195円	1,510円	265円
36歳~40歳	645円	100円	775円	130円	1,290円	200円	1,550円	260円
41歳~45歳	700円	108円	890円	135円	1,400円	215円	1,780円	270円
46歳~50歳	845円	128円	1,040円	155円	1,690円	255円	2,080円	310円
51歳~55歳	1,090円	163円	1,125円	173円	2,180円	325円	2,250円	345円
56歳~60歳	1,560円	243円	1,385円	208円	3,120円	485円	2,770円	415円
61歳~65歳	2,250円	403円	1,845円	308円	4,500円	805円	3,690円	615円
66歳~69歳	2,770円	548円	1,945円	348円	5,540円	1,095円	3,890円	695円
70歳	3,110円	638円	1,990円	355円	6,220円	1,275円	3,980円	710円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在 満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※記載の掛金は加入者が20名以上999名以下の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。
※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。
※給付金の受取人は被保険者です。
※主契約と特定精神障害給付特約はセットです。初期支援給付特約はオプション保障です。

就業不能サポート制度

リビングリスク総合補償制度

(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険 (青年アクティブ型) 【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】 リビングリスク総合補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

2021年度の改定

賠償責任保険金額が最高3,000万円から最高1億円に変更となりました!!

制度の特徴

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
- 昨年度より追加掛金なしで、熱中症補償特約・食中毒補償特約が自動セットされ(死亡保険金以外)、2023年1月1日以降に発生した「熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒」が補償されるようになりました。

2022年度お支払実績

31件 約105万円

継続可能年齢：70歳

継続最高(可能)保険年齢：70歳・満了時保険年齢：71歳・
継続最高年齢70歳(70歳まで更新可能)

～こんなとき保険金は支払われました～

①ケガをして通院した

体育の授業中に転倒。
右手の指を骨折した。
(通院4日間) 9,600円



②他人にケガをさせた

飼い犬が歩いている人に
飛びつきケガをさせた。
(賠償責任) 90,790円



③携帯を落とした

外出先で携帯電話を誤って
落としてしまい壊れた。
(携行品損害) 33,080円
(免責3,000円あり)

※補償サービスを利用する場合は、
補償サービス負担金額が対象と
なります(時価額限度)。



④歩行中にねんざした

暗い夜を道歩いたら
側溝にはまり、
右足首をねんざした。
(通院18日間) 43,200円



保険金をお支払いできない主な場合

補償項目	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害	死亡・後遺障害保険金	・自殺・闘争行為 ・法令に定める酒気帯び運転や無免許運転に起因するもの ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
	入院保険金	・妊娠・出産・早産・流産による傷害
	手術保険金	・山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング) やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故
	通院保険金	・自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 など
賠償責任保険金	・仕事上の事故 ・自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
携行品損害保険金	・置き忘れまたは紛失 ・有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ・塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
キャンセル費用保険金	・妊娠・出産・早産・流産による入院に起因するもの ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
レンタル用品賠償責任保険金	・職務の用に供される間の損壊・盗取 ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	
救援者費用等保険金	・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など	

●「保険金をお支払いできない主な場合」は、特に注意していただきたい事例になります。
詳しくはパンフレットをご覧ください。

給付内容

① ケガ・事故による入院・通院・手術・死亡等

本人

配偶者・子ども



交通事故で
被害を受けて骨折した

死亡保険金 300万円
 後遺障害保険金(程度により) 12~300万円
 入院保険金 日額 3,800円
 手術保険金(状況により) 1.9・3.8万円
 通院保険金 日額 2,400円



スキーで転んで
骨折した

② 賠償責任(注)

本人



自転車で
通行人にケガをさせた
※仕事上の事故を除く



買物中子どもが誤って
高価な陶磁器を破損した

最高1億円

2021年度最高
3,000万円
から改定

③ 携行品損害

本人

配偶者・子ども



旅行中、ひったくりにあい
カバンを盗まれた
※警察への盗難届が必要



外出先でメガネを誤って落とし
破損した

最高10万円

(免責金額3,000円)

④ レンタル用品賠償責任(注)

本人



国内でレンタルしたビデオカメラ
を誤って落とし破損した

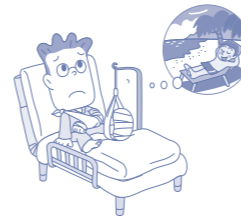
最高30万円

(免責金額3,000円以上)

⑤ キャンセル費用

本人

配偶者・子ども



交通事故のケガ
による入院の
ため来週からの旅行を
キャンセルした

最高10万円

(免責金額1,000円以上)

⑥ 救援者費用等

本人

配偶者・子ども



旅行先での
ケガによる14日以上
の入院で家族が現地に
かけつけた

最高200万円

掛金

●本人 月額掛金 990円

●配偶者・子ども 月額掛金 930円 (掛金は年齢・性別にかかわらず同一です。)

(注)賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者
 ・本人またはその配偶者の同居の親族
 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

●本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。

●賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

●本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- ・保険期間中のコース変更
- ・保険期間の変更
- ・掛金の払込方法の変更 など

総合医療サポート

(生保部分：代理請求特約 [Y] 付 付集団無配当医療保険【生命保険】／損保部分：医療保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】 総合医療サポートは、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- (生保部分) ●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
●三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
●所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。
- (損保部分) ●三大疾病による手術、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、生保部分に上乗せして保険金をお支払いします。
●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

制度内容

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

生保部分/保険契約の型：B型、入院給付金の型：2-124日型
入院給付金日額：5,000円、4,000円、3,000円、2,000円
加入対象区分：本人・配偶者

損保部分/入院保険金日額・手術基準日額：5,000円、4,000円、3,000円、
介護保険金額：100万円、
親介護保険金額：300万円、200万円、100万円

2022年度お支払実績

398件 約2,891万円

生保部分 359件 約2,158万円
損保部分 39件 約 733万円

継続可能年齢：75歳

※損保部分は70歳です。

継続最高(可能)保険年齢：75歳・
満了時保険年齢：76歳・
継続最高年齢75歳(75歳まで更新可能)

生保部分

災害や三大疾病以外の病気で入院

災害や三大疾病以外の病気で継続して2日以上入院のとき

継続して2日以上入院

〈災害・疾病入院給付金〉(1日につき) ※124日限度

5,000円コース	5,000円 × 入院日数
4,000円コース	4,000円 × 入院日数
3,000円コース	3,000円 × 入院日数
2,000円コース	2,000円 × 入院日数

三大疾病で入院

三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)で継続して2日以上入院のとき

支払回数無制限

〈疾病入院・三大疾病入院給付金〉(1日につき)

5,000円コース	10,000円 × 入院日数
4,000円コース	8,000円 × 入院日数
3,000円コース	6,000円 × 入院日数
2,000円コース	4,000円 × 入院日数

手術

病気や災害で所定の手術を受けられたとき

支払回数無制限

〈手術給付金〉

5,000円コース	20万円・10万円・5万円・2.5万円 (例：脳神経腫瘍摘出術 例：甲状腺切除術 例：虫垂(他の所定の条件を満たす手術)
4,000円コース	16万円・8万円・4万円・2万円
3,000円コース	12万円・6万円・3万円・1.5万円
2,000円コース	8万円・4万円・2万円・1万円

ICU

病気や災害で所定の集中治療室管理を受けられたとき

〈集中治療給付金〉

5,000円コース	5,000円 × 集中治療室管理日数
4,000円コース	4,000円 × 集中治療室管理日数
3,000円コース	3,000円 × 集中治療室管理日数
2,000円コース	2,000円 × 集中治療室管理日数

手術後療養

給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院したとき

〈手術後療養給付金〉(1回の手術につき)

5,000円コース	5万円
4,000円コース	4万円
3,000円コース	3万円
2,000円コース	2万円

支払回数無制限

死亡・高度障害

死亡・高度障害のとき

〈死亡・高度障害保険金〉

5,000円コース	50万円
4,000円コース	40万円
3,000円コース	30万円
2,000円コース	20万円

損保部分

所定の生活習慣病による入院

〈糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金〉

(1日につき)

+

M5コース・L5コース	5,000円 × 入院日数
M4コース・L4コース	4,000円 × 入院日数
M3コース・L3コース	3,000円 × 入院日数

1日以上の入院

七大疾病とは



七大疾病による所定の手術

〈三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金〉

手術の種類により

+

M5コース・L5コース	20万円・10万円・5万円 (例：胃切除術 例：乳房切除術 例：悪性新生物温熱療法)
M4コース・L4コース	16万円・8万円・4万円
M3コース・L3コース	12万円・6万円・3万円

支払回数無制限

介護

所定の要介護状態になったとき

〈介護保険金〉

M5コース・L5コース	1回限度 100万円
M4コース・L4コース	
M3コース・L3コース	

親介護

親が所定の要介護状態になったとき

オプション〈親介護保険金〉

Hコース	1回限度 300万円
Jコース	1回限度 200万円
Kコース	1回限度 100万円

※介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

さらに女性の場合は以下の内容を上乗せ給付！ (L5コース・L4コース・L3コースのみ)

生保部分

女性疾病による入院

〈女性疾病入院保険金〉

1日につき

+

L5コース	5,000円 × 入院日数
L4コース	4,000円 × 入院日数
L3コース	3,000円 × 入院日数

1日以上の入院

乳房の悪性新生物、生殖器の疾患、妊娠等の合併症など
※乳房・生殖器の新生物は良性にも給付できます。



女性疾病による所定の手術

〈女性疾病手術保険金〉

+

L5コース	20万円・10万円・5万円 (例：子宮広頸全摘除術 例：乳房切除術 例：帝王切開術)
L4コース	16万円・8万円・4万円
L3コース	12万円・6万円・3万円

支払回数無制限

女性が特定障害で所定の形成術等

手術の種類により 〈女性疾病手術保険金〉

L5コース	乳房を切除した場合 20万円	植皮術・臓器形成術・外反母趾に対する形成術 10万円
L4コース	16万円	8万円
L3コース	12万円	6万円

支払回数無制限

(注)生保部分と損保部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

*「七大疾病」とは、「三大疾病(がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中)」と「所定の生活習慣病(糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病)」を指します。

*「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。
ただし、上皮内がんは含みません。
災害や病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。入院給付金のお支払日数は、災害による入院、疾病による入院それぞれについて通算して1095日を限度とします。ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保

険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して700日を限度とします。
※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。
※手術給付金(生保部分)のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
※手術後療養給付金(生保部分)のお支払限度はありません。

*手術保険金(損保部分)のお支払限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
*上記は代理請求特約[Y]付 付集団無配当医療保険(生保部分)と医療保険(損保部分)をセットしたものです。代理請求特約[Y]付 付集団無配当医療保険(生保部分)と医療保険(損保部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。詳細はパンフレットをご参照ください。

月額掛金 (保険期間1年 集団扱月払) 保険契約の型: B型、入院給付金の型: 2-124日型

加入対象区分: 本人・配偶者

- 入院給付金(保険金)日額5,000円コース
(男性:M5コース、女性:L5コース)

年齢	月額掛金 (除く親介護)			
	男性		女性	
	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分
16~20歳	1,490	1,390 100	1,675	1,375 300
21~25歳	1,615	1,505 110	1,815	1,485 330
26~30歳	1,765	1,655 110	2,080	1,640 440
31~35歳	1,900	1,770 130	2,170	1,760 410
36~40歳	2,105	1,955 150	2,395	1,945 450
41~45歳	2,420	2,260 160	2,765	2,235 530
46~50歳	3,150	2,950 200	3,565	2,915 650
51~55歳	3,840	3,550 290	4,280	3,480 800
56~60歳	5,095	4,675 420	5,540	4,550 990
61~65歳	7,170	6,550 620	7,525	6,315 1,210
66~70歳	10,445	9,465 980	10,660	9,080 1,580

- 入院給付金(保険金)日額4,000円コース
(男性:M4コース、女性:L4コース)

年齢	月額掛金 (除く親介護)			
	男性		女性	
	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分
16~20歳	1,212	1,112 100	1,360	1,100 260
21~25歳	1,304	1,204 100	1,468	1,188 280
26~30歳	1,434	1,324 110	1,682	1,312 370
31~35歳	1,526	1,416 110	1,748	1,408 340
36~40歳	1,684	1,564 120	1,916	1,556 360
41~45歳	1,938	1,808 130	2,208	1,788 420
46~50歳	2,520	2,360 160	2,852	2,332 520
51~55歳	3,080	2,840 240	3,434	2,784 650
56~60歳	4,100	3,740 360	4,460	3,640 820
61~65歳	5,770	5,240 530	6,052	5,052 1,000
66~70歳	8,442	7,572 870	8,614	7,264 1,350

- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- 生保部分掛金について記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等をご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- 加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- 損保部分掛金について/記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
- 損保部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱できない事項があります。
【お取扱できない事項の例】
・保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
・保険期間の変更
・掛金の払込方法の変更 など
- 生保部分の約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

月額掛金 (保険期間1年 集団扱月払) 保険契約の型: B型、入院給付金の型: 2-124日型

加入対象区分: 本人・配偶者

- 入院給付金(保険金)日額3,000円コース
(男性:M3コース、女性:L3コース)

年齢	月額掛金 (除く親介護)			
	男性		女性	
	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分	上段: うち生保部分 下段: うち損保部分
16~20歳	914	834 80	1,025	825 200
21~25歳	983	903 80	1,101	891 210
26~30歳	1,073	993 80	1,264	984 280
31~35歳	1,162	1,062 100	1,326	1,056 270
36~40歳	1,273	1,173 100	1,447	1,167 280
41~45歳	1,466	1,356 110	1,671	1,341 330
46~50歳	1,900	1,770 130	2,149	1,749 400
51~55歳	2,340	2,130 210	2,608	2,088 520
56~60歳	3,105	2,805 300	3,370	2,730 640
61~65歳	4,380	3,930 450	4,599	3,789 810
66~70歳	6,449	5,679 770	6,578	5,448 1,130

- 入院給付金日額2,000円コース
(生保部分のみ、損保部分はありません。)

年齢	月額掛金 (除く親介護)	
	男性	女性
16~20歳	556	550
21~25歳	602	594
26~30歳	662	656
31~35歳	708	704
36~40歳	782	778
41~45歳	904	894
46~50歳	1,180	1,166
51~55歳	1,420	1,392
56~60歳	1,870	1,820
61~65歳	2,620	2,526
66~70歳	3,786	3,632

日額3,000円コース~5,000円コースは
「生保部分」と「損保部分」が
必ずセットになります



日額2,000円コースは
「生保部分」のみとなります
('損保部分' はありません)



月額掛金 (保険期間1年 集団扱月払) 保険契約の型:B型、入院給付金の型:2-124日型

加入対象区分:本人・配偶者

●親介護 加入対象区分:親

親の年齢	月額掛金		
	300万円 (Hコース)	200万円 (Jコース)	100万円 (Kコース)
30歳	10 円	10 円	10 円
31~35歳	10	10	10
36~40歳	10	10	10
41~45歳	30	20	10
46~50歳	70	40	20
51~55歳	140	90	50
56~60歳	290	200	100
61~65歳	620	420	210
66~70歳	1,290	860	430
71~75歳	2,740	1,830	910
76~80歳	5,850	3,900	1,950
81~85歳	12,430	8,290	4,140

親介護の掛金は親一人当たりの掛金です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高85歳まで)

- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- 損保部分掛金について/記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
- 損保部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
【お取り扱いできない事項の例】
・保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
・保険期間の変更
・掛金の払込方法の変更 など

申込コース

入院給付金(保険金)日額	男性	女性
	(生保部分)・(損保部分)	(生保部分)・(損保部分)
5,000円コース	5,000円・M5	5,000円・L5
4,000円コース	4,000円・M4	4,000円・L4
3,000円コース	3,000円・M3	3,000円・L3
2,000円コース	2,000円	2,000円

ご注意

加入できる範囲は、医療プランと総合医療サポートを合算して、申込入院給付金(保険金)日額は5,000円が上限となります。
例)医療プラン2,000円コース加入の場合、総合医療サポートは、3,000円コースまで。

医療プラン

(代理請求特約 [Y] 付疾病入院特約 (2001) 付集団扱無配当定期保険 (Ⅱ型) [生命保険])

意向確認【ご加入前のご確認】医療プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 病気で継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。

2022年度お支払実績

35件 約215万円

継続可能年齢：75歳

継続最高(可能)保険年齢：75歳・満了時保険年齢：76歳・継続最高年齢75歳(75歳まで更新可能)

制度内容

加入対象区分:本人・配偶者

疾病入院特約(2001)・入院給付金日額:5,000円、3,000円、2,000円、1,000円

病気で継続して5日以上入院のとき
入院給付金
《疾病入院特約(2001)より》 → 入院給付金日額×(入院日数-4日)

所定の集中治療室管理を受けたとき
集中治療給付金
《疾病入院特約(2001)より》 → 入院給付金日額×集中治療室管理日数

災害や病気で所定の手術を受けられたとき
手術給付金
《疾病入院特約(2001)より》 → 入院給付金日額の10倍・20倍・40倍
(例:虫垂切除術)(例:甲状腺手術)(例:胃切除術)

死亡・高度障害のとき
死亡・高度障害保険金
《無配当定期保険(Ⅱ型)より》 → 入院給付金日額の125倍

給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院したとき
手術後療養給付金
《疾病入院特約(2001)より》 → 1回の手術につき 入院給付金日額の10倍

※病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、疾病による入院について通算して1,095日を限度とします。
※ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。

※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
※手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)
※手術後療養給付金のお支払限度はありません。

医療プラン

(代理請求特約 [Y] 付疾病入院特約 (2001) 付集団扱無配当定期保険 (Ⅱ型) [生命保険])

月額掛金

(保険期間1年 集団扱月払) 疾病入院特約(2001)

【既加入者専用コース】

こちらのコースへの変更および新規加入はできません。

加入対象区分: 本人・配偶者

申込コース	5,000円コース		3,000円コース		2,000円コース		1,000円コース	
入院給付金日額	5,000円		3,000円		2,000円		1,000円	
死亡保険金額	62.5万円		37.5万円		25.0万円		12.5万円	
年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16~20歳	1,321円	1,305円	792円	783円	528円	522円	264円	261円
21~25歳	1,384	1,360	831	816	554	544	277	272
26~30歳	1,461	1,444	876	867	584	578	292	289
31~35歳	1,526	1,511	915	906	610	604	305	302
36~40歳	1,625	1,609	975	966	650	644	325	322
41~45歳	1,780	1,750	1,068	1,050	712	700	356	350
46~50歳	2,189	2,140	1,314	1,284	876	856	438	428
51~55歳	2,490	2,400	1,494	1,440	996	960	498	480
56~60歳	2,985	2,815	1,791	1,689	1,194	1,126	597	563
61~65歳	4,044	3,736	2,427	2,241	1,618	1,494	809	747
66~70歳	5,769	5,280	3,462	3,168	2,308	2,112	1,154	1,056

- 掛金は、年齢・性別により被保険者ごとに異なります。
- 上記掛金には、特約掛金が含まれています。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。

- 記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となりません。
- 加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

ご注意

加入できる範囲は、医療プランと総合医療サポートを合算して、申込入院給付金日額は5,000円が上限となります。
例) 医療プラン2,000円コース加入の場合、総合医療サポートは、3,000円コースまで。

医療費給付(先進医療型)

<家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険 [生命保険]>

意向確認【ご加入前のご確認】 医療費給付(先進医療型)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします
 - 入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします
 - 先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします
- 対象となる先進医療については、パンフレットの給付金に関するご注意をご確認ください。

2022年度お支払実績

267件 462万円

継続可能年齢: 70歳

継続最高(可能)保険年齢: 70歳・満了時保険年齢: 71歳・継続最高年齢70歳(70歳まで更新可能)

制度の必要性

医療技術の進歩により、病気やケガの治療方法も多様化してきています。

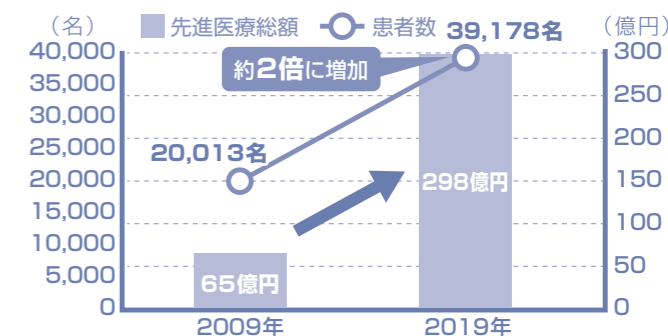


先進医療の普及

先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、**医療技術ごとの一定の施設基準を満たした医療機関**で実施されます。

医療技術例	医療技術平均費用	適応症例
重粒子線治療	約318万円	一部の肝癌・肺癌・腎臓がん・肺がん など

※重粒子線治療には一部保険導入になるものがあります。
※先進医療に該当する「医療技術」「適応症」「医療機関」は、随時見直しされますのでご注意ください。
出典先: 厚生労働省「令和3年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」



【出典】厚生労働省「先進医療の実施報告について」(平成21年度、令和元年度)に基づき当社作成

放射線治療

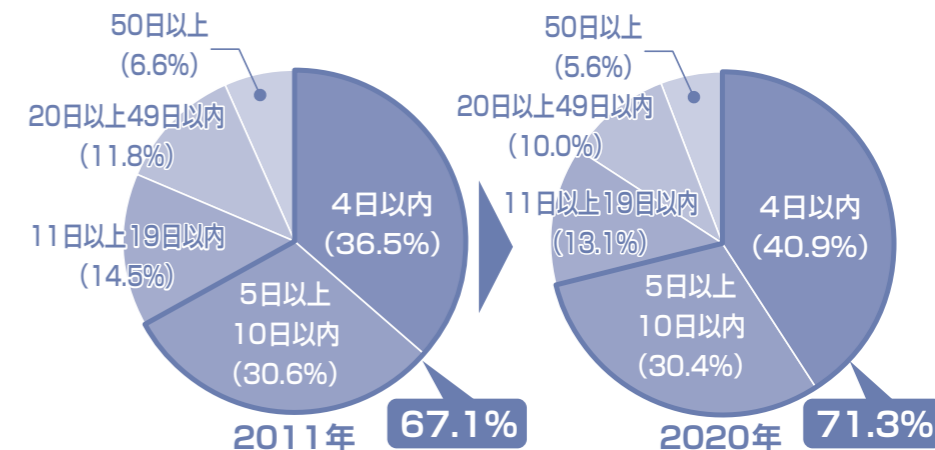
放射線治療により、部位によっては、**外来の「入院を伴わない」治療が可能**なケースが増えていきます
がん治療の中で、放射線治療は、手術、抗がん剤とともに重要な役割を果たしています

【例】前立腺がんの治療モデル(注)
治療方法: 強度変調放射線治療(IMRT)
治療期間: 6~8週(週4~5回程度 外来)

(注)治療方法や頻度については、部位や進行度などにより患者個人で異なります。

入院期間の短期化

入院患者の入院日数の割合 ※20~69歳の方を対象とした場合



【出典】厚生労働省「患者調査」(平成23年度、令和2年度)に基づき当社作成

給付イメージ

入院・治療の種類に応じた給付を行ないます



■支援給付金額3万円の場合

給付イメージ	支払事由	給付イメージ	通算限度
治療支援 給付特約 (支援給付金額 3万円の場合)	入院支援 給付金	1日以上の 入院をしたとき 3万円 3万円 3万円 3万円 3万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目	36回
	外来手術 給付金	入院を伴わない 手術を 受けたとき 3万円	60日の間に1回を限度 無制限
	外来放射線 治療給付金	入院を伴わない 放射線治療を 受けたとき 3万円	60日の間に1回を限度 無制限
先進医療 給付特約	先進医療 給付金	先進医療 による療養を 受けたとき 先進医療の技術に 係る費用と同額	2,000 万円

※各給付金のお支払いに関するご注意はパンフレットをご確認ください。
※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

月額掛金

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

(単位：円)

加入対象区分・年齢		月額掛金					
性別		男性			女性		
コース(支援給付金額)		1万円コース	3万円コース	5万円コース	1万円コース	3万円コース	5万円コース
本人・配偶者	16歳～20歳	168	358	548	147	295	443
	21歳～25歳	154	316	478	184	406	628
	26歳～30歳	156	322	488	231	547	863
	31歳～35歳	163	343	523	252	610	968
	36歳～40歳	186	412	638	248	598	948
	41歳～45歳	215	499	783	244	586	928
	46歳～50歳	261	637	1,013	261	637	1,013
	51歳～55歳	321	817	1,313	287	715	1,143
	56歳～60歳	415	1,099	1,783	327	835	1,343
	61歳～65歳	538	1,468	2,398	391	1,027	1,663
66歳～69歳	615	1,699	2,783	478	1,288	2,098	
70歳	655	1,819	2,983	522	1,420	2,318	
子ども(3歳～22歳)		一律 191	—	—	一律 191	—	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※記載の掛金は加入者が1,000名以上3,000名未満の場合の掛金です。したがって、実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。
※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。
※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にて加入となります。
※いずれかの金額(コース)を選んでください。
※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

重病克服支援制度

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付) 付集团抜無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】重病克服支援制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

2022年度お支払実績

9件 2,745万円

継続可能年齢：75歳

継続最高(可能)保険年齢：75歳・
満了時保険年齢：76歳・
継続最高年齢75歳(75歳まで更新可能)

保障内容

加入対象区分：本人・配偶者

今年度より全年齢で加入できるようになりました!!
(昨年度までは保険年齢59歳以上限定のコースでした。)

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		100万円	300万円	500万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき 特定疾病保険金(※2) 死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※2)	100 万円	300 万円	500 万円
7大疾病 保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき 7大疾病保険金(※3)	50 万円	150 万円	250 万円
がん・ 上皮内新生物 保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※3)	10 万円	30 万円	50 万円

- ⚠(※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニース特約 余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>

保険金種類	お支払事由					
	死亡・ 高度障害	特定疾病		その他の4疾病		
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	悪性 新生物 (がん) ^(※)	急性 心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変	上皮内 新生物
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約	がん・上皮内新生物 保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

医療費給付
(先進医療型)

重病克服
支援制度

月額掛金

<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円、300万円、500万円>

(単位：円)

本人

申込保険金額	100万円								申込保険金額	300万円								申込保険金額	500万円									
	男性				女性					保険年齢	男性				女性				保険年齢	男性				女性				
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金			主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約			合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
100万円	50万円	10万円		100万円	50万円	10万円		300万円	150万円	30万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円		500万円	250万円	50万円						
16~20歳	248	65	13	326	223	65	15	303	16~20歳	544	195	39	778	469	195	45	709	16~20歳	840	325	65	1,230	715	325	75	1,115		
21~25歳	299	70	13	382	248	75	25	348	21~25歳	697	210	39	946	544	225	75	844	21~25歳	1,095	350	65	1,510	840	375	125	1,340		
26~30歳	304	80	14	398	289	100	32	421	26~30歳	712	240	42	994	667	300	96	1,063	26~30歳	1,120	400	70	1,590	1,045	500	160	1,705		
31~35歳	353	105	16	474	371	145	45	561	31~35歳	859	315	48	1,222	913	435	135	1,483	31~35歳	1,365	525	80	1,970	1,455	725	225	2,405		
36~40歳	444	135	20	599	500	220	61	781	36~40歳	1,132	405	60	1,597	1,300	660	183	2,143	36~40歳	1,820	675	100	2,595	2,100	1,100	305	3,505		
41~45歳	578	195	30	803	686	365	80	1,131	41~45歳	1,534	585	90	2,209	1,858	1,095	240	3,193	41~45歳	2,490	975	150	3,615	3,030	1,825	400	5,255		
46~50歳	901	340	47	1,288	840	475	100	1,415	46~50歳	2,503	1,020	141	3,664	2,320	1,425	300	4,045	46~50歳	4,105	1,700	235	6,040	3,800	2,375	500	6,675		
51~55歳	1,432	540	72	2,044	1,069	605	103	1,777	51~55歳	4,096	1,620	216	5,932	3,007	1,815	309	5,131	51~55歳	6,760	2,700	360	9,820	4,945	3,025	515	8,485		
56~60歳	2,188	920	124	3,232	1,295	805	119	2,219	56~60歳	6,364	2,760	372	9,496	3,685	2,415	357	6,457	56~60歳	10,540	4,600	620	15,760	6,075	4,025	595	10,695		
61~65歳	3,357	1,465	227	5,049	1,798	955	161	2,914	61~65歳	9,871	4,395	681	14,947	5,194	2,865	483	8,542	61~65歳	16,385	7,325	1,135	24,845	8,590	4,775	805	14,170		
66~70歳	4,924	2,115	348	7,387	2,344	1,275	181	3,800	66~70歳	14,572	6,345	1,044	21,961	6,832	3,825	543	11,200	66~70歳	24,220	10,575	1,740	36,535	11,320	6,375	905	18,600		

(単位：円)

配偶者

申込保険金額	100万円								申込保険金額	300万円								申込保険金額	500万円									
	男性				女性					保険年齢	男性				女性				保険年齢	男性				女性				
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金			主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約			合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
100万円	50万円	10万円		100万円	50万円	10万円		300万円	150万円	30万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円		500万円	250万円	50万円						
16~20歳	148	65	13	226	123	65	15	203	16~20歳	444	195	39	678	369	195	45	609	16~20歳	740	325	65	1,130	615	325	75	1,015		
21~25歳	199	70	13	282	148	75	25	248	21~25歳	597	210	39	846	444	225	75	744	21~25歳	995	350	65	1,410	740	375	125	1,240		
26~30歳	204	80	14	298	189	100	32	321	26~30歳	612	240	42	894	567	300	96	963	26~30歳	1,020	400	70	1,490	945	500	160	1,605		
31~35歳	253	105	16	374	271	145	45	461	31~35歳	759	315	48	1,122	813	435	135	1,383	31~35歳	1,265	525	80	1,870	1,355	725	225	2,305		
36~40歳	344	135	20	499	400	220	61	681	36~40歳	1,032	405	60	1,497	1,200	660	183	2,043	36~40歳	1,720	675	100	2,495	2,000	1,100	305	3,405		
41~45歳	478	195	30	703	586	365	80	1,031	41~45歳	1,434	585	90	2,109	1,758	1,095	240	3,093	41~45歳	2,390	975	150	3,515	2,930	1,825	400	5,155		
46~50歳	801	340	47	1,188	740	475	100	1,315	46~50歳	2,403	1,020	141	3,564	2,220	1,425	300	3,945	46~50歳	4,005	1,700	235	5,940	3,700	2,375	500	6,575		
51~55歳	1,332	540	72	1,944	969	605	103	1,677	51~55歳	3,996	1,620	216	5,832	2,907	1,815	309	5,031	51~55歳	6,660	2,700	360	9,720	4,845	3,025	515	8,385		
56~60歳	2,088	920	124	3,132	1,195	805	119	2,119	56~60歳	6,264	2,760	372	9,396	3,585	2,415	357	6,357	56~60歳	10,440	4,600	620	15,660	5,975	4,025	595	10,595		
61~65歳	3,257	1,465	227	4,949	1,698	955	161	2,814	61~65歳	9,771	4,395	681	14,847	5,094	2,865	483	8,442	61~65歳	16,285	7,325	1,135	24,745	8,490	4,775	805	14,070		
66~70歳	4,824	2,115	348	7,287	2,244	1,275	181	3,700	66~70歳	14,472	6,345	1,044	21,861	6,732	3,825	543	11,100	66~70歳	24,120	10,575	1,740	36,435	11,220	6,375	905	18,500		

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 ※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額に

より割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
 ※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入（増額）および更新時の基礎率によ

り決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
 ※上記主契約部分の本人掛金には、制度運営費100円が含まれています。
 ※加入日（*）以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払

い込まれたものとしてお取扱いたします。
 (*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
 ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
 ※新規加入および特約の付加は65歳までとなります。

支重病克服

所得補償制度

(天災補償特約付所得補償保険【損害保険】・天災補償特約付精神障害補償特約付
団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】 所得補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特徴

(所得補償保険部分)

●病気やケガにより免責期間7日を超えて就業不能が継続した場合、保険金をお支払いします。

(団体長期障害所得補償保険部分)

●病気やケガにより免責期間372日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

2022年度お支払実績

23件 約73万円

所得補償保険部分 23件 約73万円
団体長期障害所得補償保険部分 0件 0万円

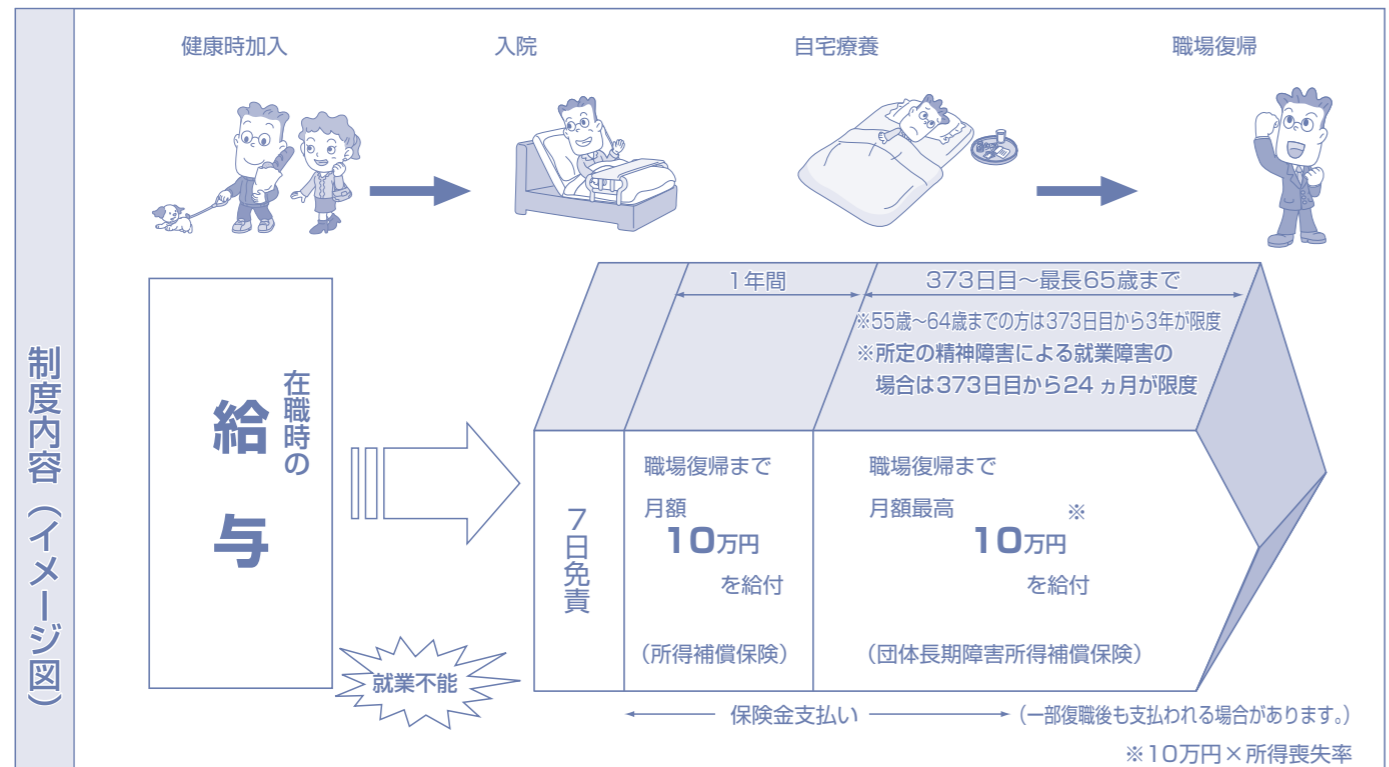
現職中のみの取扱いとなります

お知らせ

2024年1月更新より、保険料率が変わります。
(定年退職の年齢延長にあわせ、2024年1月更新より補償対象期間が変わります。)
現在ご加入中の方は内容を必ず確認いただきますようお願いいたします。

制度内容 (本人のみ加入できます。)

『きずな』とセットでご加入いただくことにより、万一(死亡・高度障害)の場合の保障から、働けなくなった場合の補償まで幅広く準備することができます。



1年間無事故の場合は、所得補償保険部分の掛金の20%を無事故戻しとして返します。

無事故戻し

・本制度は、所得補償保険と団体長期障害所得補償保険を組み合わせたものです。所得補償保険と団体長期障害所得補償保険では、お支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なります。詳細は、パンフレットをご参照ください。
・所得補償保険部分は精神障害による就業不能は保険金

お支払いの対象となりません。

・団体長期障害所得補償保険部分は所定の精神障害による就業障害は保険金お支払いの対象となります。ただし、その場合の補償対象期間は373日目から24ヵ月が限度となります。

掛金

●申込コース Wコース

年齢	補償対象期間	月額掛金 (上段：うち所得補償保険部分 Uコース 下段：うち団体長期障害所得補償保険部分 Tコース)	
		男性	女性
16~19歳	所得補償保険部分 8日目から 1年	1,276 (400 / 776) 円	1,027 (400 / 527) 円
20~24歳		1,466 (590 / 776) 円	1,217 (590 / 527) 円
25~29歳		1,569 (660 / 809) 円	1,439 (660 / 679) 円
30~34歳		1,800 (820 / 880) 円	1,843 (820 / 923) 円
35~39歳		2,204 (1,020 / 1,084) 円	2,475 (1,020 / 1,355) 円
40~44歳		3,024 (1,280 / 1,644) 円	3,572 (1,280 / 2,192) 円
45~49歳	団体長期障害所得補償保険部分 373日目から 最長65歳まで	4,039 (1,520 / 2,419) 円	4,800 (1,520 / 3,180) 円
50~54歳		5,348 (1,770 / 3,478) 円	6,133 (1,770 / 4,263) 円
55~59歳		4,244 (1,890 / 2,254) 円	4,370 (1,890 / 2,380) 円
60~64歳	所得補償保険部分 8日目から 1年 団体長期障害所得補償保険部分 373日目から 3年	5,987 (1,990 / 3,897) 円	5,735 (1,990 / 3,645) 円

●掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
●年齢は2024年1月1日現在の満年齢です。
●左記掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
●所得補償保険部分の免責期間は7日、団体長期障害所得補償保険部分の免責期間は372日です。
●左記掛金には、制度運営費100円が含まれています。
●本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

・保険期間中のコース変更
・保険期間の変更
・掛金の払込方法の変更 など
<無事故戻しについて>

所得補償保険部分について保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた所得補償保険部分の掛金の20%を保険契約者にお返しします。
ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、所得補償保険部分の保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。



健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

健康づくりサポート



サービス運営費
月額
200円

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ずグループ共済とセットでご加入ください。

サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



一次予防に対応したサービスメニュー

●季刊誌「健康情報」

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を掲載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)

●ヘルシーファミリー倶楽部

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

●相談ダイヤル

様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等)が責任を持って対応。
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

●テレセカンド®

病院に受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート
*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

●ホスピサーチ®

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

●WELBOX (ウェルボックス)

国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

●CLUB FUJITA

会員制リゾートホテル施設ウィスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。
(神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原)

「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(2024年1月1日~2024年12月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかに問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

「健康づくりサポート」加入者規約

第1条 (目的)
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。

加入者がより健康増進に貢献できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。

第2条 (加入資格等)

1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。

第3条 (運営費)

加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかに問わず返還いたしません。

第4条 (加入者証の付与)

加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。

第5条 (健康情報の提供)

加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。

第6条 (サービスの内容)

1. サービスとは、以下のものを指します。

- ①健康情報に関するサービス
 - (1)健康情報誌等による各種健康情報の提供
 - (2)電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
 - (3)その他

②当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介の場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加える責任を負うものではありません。情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社

事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】 健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)

各制度の退職後のお取扱いについて



退職後制度の概要

総合医療サポート、医療プラン、重病克服支援制度の継続可能年齢が70歳→75歳になりました!!
※総合医療サポート(損保部分)は70歳です。

現職中制度	<団体扱による継続>		
	退職後の保障内容	保障期間	掛金払方
グループ共済	死亡・高度障害 不慮の事故による死亡・ 後遺障害・入院・手術	75歳まで(注1) ※グループ共済 (損保部分)は 70歳まで	月払
きすな	死亡・高度障害		
就業不能 サポート制度	現職中のみのお取扱いとなります		
リビングリスク 総合補償制度	ケガの入院・通院・手術・ 賠償事故・携行品損害等	70歳まで(注2)	
総合医療 サポート	病気・ケガの入院・手術	75歳まで(注1) ※総合医療サポ ート(損保部分) は70歳まで	月払
医療プラン	病気による入院・手術		
医療費給付 (先進医療型)	先進医療・入院を伴わない 手術・放射線治療等	70歳まで(注2)	
重病克服 支援制度	特定疾病・7大疾病 (特約を付加した場合)	75歳まで(注1)	
所得補償制度	現職中のみのお取扱いとなります		
健康づくり サポート制度	現職中のみのお取扱いとなります		

<個人扱による継続>			
制度名称	退職後の保障内容	保障期間	保険料払方
リレー定期	死亡・高度障害	79歳まで(注3) ※団体扱による 継続満了時にご案内	新年払 もしくは 全期前納
一時払退職者傷害保険	ケガの入院・ 通院・手術等	10年間 ※退職時にご案内	一時払
リレー定期	死亡・高度障害	79歳まで(注3) ※団体扱による 継続満了時にご案内	新年払 もしくは 全期前納
一時払退職者傷害保険	ケガの入院・ 通院・手術等	10年間 ※退職時にご案内	一時払
現職中のみのお取扱いとなります			
団体扱のみのお取扱いとなります			
退職後総合医療 サポート	継続して2日以上の 入院・手術	79歳まで(注3) ※団体扱による 継続満了時にご案内	新年払 もしくは 全期前納
退職後医療 プラン	病気による 入院・手術	79歳まで(注3) ※団体扱による 継続満了時にご案内	新年払 もしくは 全期前納
団体扱のみのお取扱いとなります			
退職後重病克服 支援制度	特定疾病・7大疾病 (特約を付加した場合)	79歳まで(注3) ※団体扱による 継続満了時にご案内	新年払 もしくは 全期前納
現職中のみのお取扱いとなります			
現職中のみのお取扱いとなります			

※退職後の制度内容等の詳細については、別途送付します退職後制度の資料をご参照ください。

※リレー定期は「グループ共済」または「きすな」に退職日直前までに継続して2年以上ご加入されている場合、無診査・健康告知なしでご加入いただけます。

※「総合医療サポート」は無配当医療保険と医療保険をセットしたものです。※年齢は保険年齢です。

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

(注1)継続最高(可能)保険年齢：75歳・満了時保険年齢：76歳・継続最高年齢75歳(75歳まで更新可能)

(注2)継続最高(可能)保険年齢：70歳・満了時保険年齢：71歳・継続

退職後制度ご案内スケジュール

3月末退職の場合(3月末以外のご退職の場合は学校生協までご連絡ください)

1月頃

ご退職予定者に退職後制度の資料をお届けします。
定年退職の方には、引受保険会社より訪問または郵送にてお届けします。
早期退職をお考えの方は、学校生協まで資料をご請求ください。

2月~3月下旬頃

必要書類をご提出ください。
お届けした資料の中の必要書類をご記入のうえ、提出期限までにご提出ください。
掛金の振込みが必要となる場合は別途振込みの案内があります。期限までに振込みのご対応をお願いします。

ご加入検討シミュレーションシート



制度名	加入対象区分	コース	掛金	
グループ共済	本人		円	
	配偶者		円	
	子ども		円	
きずな	本人	(月額)	円	
		(ボーナス)	円	
		(遺児育英年金)	円	
配偶者		円		
	就業不能サポート制度	本人	主契約+特定精神障害給付特約 初期支援給付特約	
リビングリスク 総合補償制度	本人		円	
	配偶者		円	
	子ども		円	
総合医療サポート	本人		円	
	配偶者		円	
	親		円	
医療プラン	本人		円	
	配偶者		円	
医療費給付 (先進医療型)	本人		円	
	配偶者		円	
	子ども		円	
重病克服支援制度	本人	主契約	円	
		7大疾病特約	円	
		がん・上皮内新生物保障特約	円	
	配偶者	主契約	円	
		7大疾病特約 がん・上皮内新生物保障特約	円	
所得補償制度	本人		円	
健康づくりサポート	本人		円	
合計	—	—	(月額)	円
			(ボーナス)	円

※それぞれの保障内容、補償内容、掛金等の詳細はパンフレットをご参照ください。

ご自身のみでなく、ご家族と一緒にご加入できます。
年に1度のお手続きの機会になります。
新規加入・内容変更のご検討にぜひ活用ください！



2024年1月1日の保険年齢早見表



こちらで本年度の保険年齢をご確認ください。

保険年齢	生年月日	保険年齢	生年月日
0歳	2023年7月2日～2024年7月1日	38歳	1985年7月2日～1986年7月1日
1歳	2022年7月2日～2023年7月1日	39歳	1984年7月2日～1985年7月1日
2歳	2021年7月2日～2022年7月1日	40歳	1983年7月2日～1984年7月1日
3歳	2020年7月2日～2021年7月1日	41歳	1982年7月2日～1983年7月1日
4歳	2019年7月2日～2020年7月1日	42歳	1981年7月2日～1982年7月1日
5歳	2018年7月2日～2019年7月1日	43歳	1980年7月2日～1981年7月1日
6歳	2017年7月2日～2018年7月1日	44歳	1979年7月2日～1980年7月1日
7歳	2016年7月2日～2017年7月1日	45歳	1978年7月2日～1979年7月1日
8歳	2015年7月2日～2016年7月1日	46歳	1977年7月2日～1978年7月1日
9歳	2014年7月2日～2015年7月1日	47歳	1976年7月2日～1977年7月1日
10歳	2013年7月2日～2014年7月1日	48歳	1975年7月2日～1976年7月1日
11歳	2012年7月2日～2013年7月1日	49歳	1974年7月2日～1975年7月1日
12歳	2011年7月2日～2012年7月1日	50歳	1973年7月2日～1974年7月1日
13歳	2010年7月2日～2011年7月1日	51歳	1972年7月2日～1973年7月1日
14歳	2009年7月2日～2010年7月1日	52歳	1971年7月2日～1972年7月1日
15歳	2008年7月2日～2009年7月1日	53歳	1970年7月2日～1971年7月1日
16歳	2007年7月2日～2008年7月1日	54歳	1969年7月2日～1970年7月1日
17歳	2006年7月2日～2007年7月1日	55歳	1968年7月2日～1969年7月1日
18歳	2005年7月2日～2006年7月1日	56歳	1967年7月2日～1968年7月1日
19歳	2004年7月2日～2005年7月1日	57歳	1966年7月2日～1967年7月1日
20歳	2003年7月2日～2004年7月1日	58歳	1965年7月2日～1966年7月1日
21歳	2002年7月2日～2003年7月1日	59歳	1964年7月2日～1965年7月1日
22歳	2001年7月2日～2002年7月1日	60歳	1963年7月2日～1964年7月1日
23歳	2000年7月2日～2001年7月1日	61歳	1962年7月2日～1963年7月1日
24歳	1999年7月2日～2000年7月1日	62歳	1961年7月2日～1962年7月1日
25歳	1998年7月2日～1999年7月1日	63歳	1960年7月2日～1961年7月1日
26歳	1997年7月2日～1998年7月1日	64歳	1959年7月2日～1960年7月1日
27歳	1996年7月2日～1997年7月1日	65歳	1958年7月2日～1959年7月1日
28歳	1995年7月2日～1996年7月1日	66歳	1957年7月2日～1958年7月1日
29歳	1994年7月2日～1995年7月1日	67歳	1956年7月2日～1957年7月1日
30歳	1993年7月2日～1994年7月1日	68歳	1955年7月2日～1956年7月1日
31歳	1992年7月2日～1993年7月1日	69歳	1954年7月2日～1955年7月1日
32歳	1991年7月2日～1992年7月1日	70歳	1953年7月2日～1954年7月1日
33歳	1990年7月2日～1991年7月1日	71歳	1952年7月2日～1953年7月1日
34歳	1989年7月2日～1990年7月1日	72歳	1951年7月2日～1952年7月1日
35歳	1988年7月2日～1989年7月1日	73歳	1950年7月2日～1951年7月1日
36歳	1987年7月2日～1988年7月1日	74歳	1949年7月2日～1950年7月1日
37歳	1986年7月2日～1987年7月1日	75歳	1948年7月2日～1949年7月1日